11　前項の政府再保険認定区分は、果樹再保険区分（規則第二百四条に規定する果樹再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

12　都道府県連合会は、第十項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の果樹通常責任共済金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、果樹再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該果樹再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

13　都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。

14　都道府県連合会は、第十二項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項から第十項まで及び第十二項の規定の例により、収穫共済にあっては減収量又は共済減収額及び損害の額を、樹体共済にあっては損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

15　都道府県連合会は、第十二項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三　その他

1　組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2　組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生年月日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

3　組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百二十二条（附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百二十四条及び第百二十六条の規定に基づき、果樹共済標準収穫量等設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

果樹共済標準収穫量等設定準則

第一　収穫共済の標準収穫量

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十八条第一項第一号の標準収穫量（以下「標準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百十九条第一項（規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。）に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）次に掲げる数量のいずれかを基礎として果実の年産ごと、申込者（法第百四十七条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）ごと及び類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）（同条第五項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとに組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める単位面積当たり標準収穫量に、当該申込者の当該類区分等に係る栽培面積を乗じて得た数量

イ　過去五年間における当該申込者からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（以下「出荷資料」という。）に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

ロ　過去五年間における当該申込者の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

二　全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。）次に掲げるいずれかの数量

イ　前号イに掲げる数量を基礎として算出された同号に定める数量に、標準品質指数（組合等の区域内において過去二年間に収穫された当該類区分等に係る果実の平均的な品質の程度に対する、当該申込者が当該二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として当該組合等が定める指数をいう。）を乗じて得た数量

ロ　前号ロに掲げる数量を基礎として算出された同号に定める数量

三　半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。）　果実の年産ごと、樹園地ごと、類区分等ごと及び樹齢ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に当該樹園地の類区分等ごと及び樹齢ごとの栽培面積を乗じて得た数量を当該樹園地及び当該類区分等につき合計して得た数量（以下「樹園地別標準収穫量」という。）を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

四　地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。）　過去五年間（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、過去六年間）における統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。）を基礎として果実の年産ごと、統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。）ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域ごとの当該申込者の当該類区分に係る栽培面積及び樹齢構成係数を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

2　前項第三号の単位面積当たりの標準的な収穫量は、組合等ごと、類区分（品種、地域、栽培条件、植栽形態等の要因により収穫量に著しい差がある類区分につき当該要因に応じて区分が定められたときは、その区分）ごと及び樹齢ごとに、平均的な園地条件及び肥培管理の下における単位面積当たりの標準的な収穫量を定めた表（以下「標準収量表」という。）並びに年産別適用係数を基礎として定めるものとする。

3　前項の年産別適用係数は、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合とする。

一　果実の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに農林水産省経営局長が定める単位面積当たり収穫量

二　標準収量表に基づく組合等ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量を組合等の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積により加重平均して得た数量

4　第一項第四号の樹齢構成係数は、統計単位地域ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合を、申込者の樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た割合とする。

一　標準収量表に基づく統計単位地域ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量

二　前号に掲げる数量を当該統計単位地域の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た数量